

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	くらし応援商品券事業費	①食料品価格等の物価高騰による家計の負担を軽減するため、町民に1人あたり1万円分の町内店舗で使用できる商品券を配布する。商工会に商品券利用可能店舗の募集や各店舗の商品券利用実績のとりまとめなどを委託し、商工会からの利用実績報告をもとに町が各店舗に商品券利用額分の振込を行う。 ②補助金・事務費 ③商品券10千円×町民14,300人・事務費13,000千円 事務費の内容〔需用費(事務用品等)、役務費(郵送料等)、業務委託料)〕 その他財源の内容 一般財源 ④基準日時点で本町の住民基本台帳に登録がある人	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費値半額化事業	①食料品価格等の物価高騰による幼小中学生の保護者の負担を軽減するため、給食センターの食材購入費に交付金を充当し給食費の保護者負担を半額にする。(食材購入費の算定にあたっては教職員分を含めていない) ②食材購入費 ③年間保護者負担額(概算)66,000千円÷2=33,000千円 (事業実施前の1食あたり負担額:幼稚園及び小学校270円・中学校305円、事業実施後の1食あたり負担額:幼稚園及び小学校130円・中学校150円)(交付金30,581千円・一般財源2,419千円) ④松茂町内の幼小中学生の子育て世帯及び給食センター	R7.4	R8.3
3	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電普及促進事業	①家庭のエネルギー物価高騰対策として、家電におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ性能の高いエアコン及び冷蔵庫の買い換えを支援する。 ②対象家電を購入した町民への補助金 ③補助金額上限50千円×110件=5,500千円(交付金3,500千円・一般財源2,000千円) ④資源エネルギー庁が示す省エネ基準達成率100%以上を達成したエアコンもしくは冷蔵庫を自宅に設置するために購入した町民	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費値上げ抑制事業	①エネルギー物価高騰による幼小中学生の保護者の負担を軽減するため、従来保護者負担としていた給食センターで使用する光熱水費(電気代・ガス代・A重油代)を保護者負担の算定に計上しないこととする。(事業費の算定にあたっては、教職員分の費用を含めていない) ②電気代・ガス代・A重油代 ③従来保護者に負担を求めていた給食調理時に発生する光熱水費見込額12,818千円(電気代5,860千円、ガス代288千円、A重油6,670千円)×按分率89.4%(給食費全体のうち児童生徒の占める割合)=11,459千円(交付金5,636千円・一般財源5,823千円) ④松茂町内の幼小中学生の子育て世帯及び給食センター	R7.4	R8.3